

投資促進等ワーキング・グループの今後の進め方について（案）

1. 開催日程

開催頻度は月 2 回を基本とし、計画的かつ弾力的に開催する。

2. 審議事項

(1) 新規事項

第 3 期と同じく、主に、国内外のヒト・モノ・カネ・情報の流れを円滑化するなど日本経済の活性化に資する規制改革事項を、国益に資する観点から検討することとする。

具体的には、当面、次に該当する事項を重点的に取り扱う。

輸出入の円滑化・通関手続の合理化

カネの流れを活性化する金融関連規制の見直し

エネルギー・環境に関する規制改革

I T 利活用の裾野拡大

このほか、今後ホットラインを通じて得られる要望等を踏まえ、以下の案件なども取り扱う。

対日直接投資の促進

イノベーションの推進

高度人材が活躍しやすい入管政策の見直し

相互認証の推進

物流の効率化

(2) フォローアップ

過去3期の実施計画に盛り込まれた規制改革事項のうち、エネルギー・環境、創業等、貿易・投資等、創業・IT等、投資促進等の各分野における下記の事項については、規制所管府省における取組状況を重点的にフォローアップする。(具体的な閣議決定については別紙のとおり)

店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進

理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

ロボット利活用の促進

次世代自動車の普及拡大促進

改正個人情報保護法の円滑な施行

老朽化マンションの建替え等の促進 本会議案件

「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)

また、その他の改革事項についても、必要に応じてフォローアップを行う。

以 上

店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
第3期決定事項(規制改革実施計画(平成27年6月30日 閣議決定)より)				
1	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進 (廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化)	店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化や都道府県等に対する通知の発出等について検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省
2	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進 (再生利用指定制度の活用推進)	「再生利用指定制度」の活用に関し、同制度の趣旨、手続の流れ及び指定要件の明確化並びにそれらの周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省
3	店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進 (一般指定の推進)	一般指定制度の活用に関し、都道府県等に対する通知の発出や同制度の周知徹底などについて検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	環境省

理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
第3期決定事項(規制改革実施計画(平成27年6月30日 閣議決定)より)				
4	出張理美容に係る規制の見直し(「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化)	現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。	平成27年度措置	厚生労働省
5	出張理美容に係る規制の見直し(「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大)	「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討・結論・措置	厚生労働省
6	出張理美容に係る規制の見直し(実施主体の拡大)	出張理容・出張美容に関して、誤解が生じないように実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知徹底する。	平成27年度措置	厚生労働省
7	理美容業の在り方に係る規制の見直し(理容及び美容の範囲)	利用者が男性か女性の性別に着目してサービス内容を定めている「理容師法及び美容師法の運用について(昭和53年12月5日環指第149号)」を改め、性別による職務範囲の規制を撤廃する。	平成27年度措置	厚生労働省
8	理美容業の在り方に係る規制の見直し(理容所、美容所の重複開設の容認)	理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。制度改正後5年後を目途に、その効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。	平成28年度措置 制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省
9	理美容業の在り方に係る規制の見直し(両資格の取得の容易化)	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	厚生労働省
10	理美容業の在り方に係る規制の見直し(国家試験及び養成施設の教育内容)	国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度結論・措置	厚生労働省

ロボット利活用の促進

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
第3期決定事項(規制改革実施計画(平成27年6月30日 閣議決定)より)				
11	新たな電波利用システムの整備	情報通信審議会において、ロボットの利活用を支えるための新たな電波利用システムの環境整備に向けて検討し、結論を得る。具体的には、小型無人機を含めロボットの利用可能な周波数帯の拡大や出力制限の緩和等について検討を行い、結論を得る。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
12	小型無人機に係る規制制度の整備	「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの骨子」(平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ)に基づき、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取り組を進める。 とりわけ、緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに所要の措置を講ずる。 その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。	平成27年度以降順次措置 今通常国会にも必要な法案の提出を目指す 平成27年度検討、可能な限り早期に結論	国土交通省
13	インフラの維持・保守におけるロボットの活用(公共インフラ)	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省
14	インフラの維持・保守におけるロボットの活用(産業インフラ)	事業者等が行う現場ニーズに基づく技術開発及びプラント等を活用した実証・評価の成果を踏まえつつ、技術の安全性や保安の確保に必要な検知能力等を有しているかの評価を行い、必要に応じて、ロボット等による点検等に係る措置を検討する。	平成27年度検討開始、平成28年度結論	経済産業省
15	搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行	搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。また、無人トラクター等の無人農機の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。	平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始 平成27年度検討開始	警察庁 国土交通省

16	新医療機器の審査の迅速化	ロボット技術を活用したものを含む新医療機器について、申請から承認までの標準的な総審査期間を、通常審査品目については14カ月、優先審査品目については10カ月とすることを目指し、着実に審査を迅速化する。	平成27年度以降 随時措置	厚生労働省
17	介護保険給付対象の迅速な拡大	ロボット技術の急速な進歩に対応する観点から、介護保険の給付対象に関する要望を随時受け付ける、「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催し、新たな種目を早期に追加する、介護保険の給付対象となった具体的な種目を速やかに周知するなどの措置を講ずる。	措置済み 平成27年度 検討・結論、随 時措置	厚生労働省
18	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁

次世代自動車の普及拡大促進

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
第1期決定事項(規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)より)				
19	液化水素スタンド基準の整備 (消防法)	液化水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて液化水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法上の安全対策を検討し、結論を得る。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討・結論、結論を得次第措置	総務省
20	水素スタンドの使用可能鋼材に係る性能基準の整備	海外で使用実績のあるクロムモリブデン鋼等の鋼材を我が国の水素スタンドにおいても使用できるよう、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、使用可能鋼材の拡大につき検討し、その結果に基づき一般高圧ガス保安規則の例示基準を見直す。	平成25年度検討開始、平成25年度以降平成27年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	経済産業省
21	水素スタンドに係る設計係数の低い特定設備、配管等の技術基準適合手続の簡略化	水素スタンドに係る特定設備、配管等の設計係数について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、関係省庁、高圧ガス保安協会及び事業者による検討会において、大臣特別認可を受けなくても2.4倍で設計、製造できるよう検討し、結論を得次第、省令を改正する。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
22	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備 (高圧ガス保安法)	公共機関等の防災拠点や燃料電池自動車の販売店等への小規模な圧縮水素スタンドの設置を促進すべく、高圧ガス保安法上の第二種製造者であって、製造に係る1日当たりの処理能力が30立方メートル未満の圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備を行う。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
23	第二種製造者に相当する小規模な圧縮水素スタンド基準の整備 (建築基準法)	小規模な圧縮水素スタンドに関する高圧ガス保安法上の技術基準が定められた場合は、それを踏まえて建築基準法第48条の規定に基づく許可に係る技術的助言を行う。	高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに措置	国土交通省

24	圧縮水素運送自動車用複合容器に係る水素充てん、保管、移動時の上限温度の緩和	圧縮水素運送自動車による水素スタンドへの効率的な水素供給を可能とすべく、圧縮水素運送自動車用複合容器について、充てん、保管、移動時の上限温度を燃料電池自動車の燃料装置用容器と同一の85℃に引き上げるよう検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
25	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省
26	燃料電池自動車等の車両と圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る法規制のパッケージ化	HFCV-gtr(水素・燃料電池自動車の世界統一技術基準)の国内法規への受け入れや、認証の相互承認のための道路運送車両法の保安基準と高圧ガス保安法の保安基準の整理の方策については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び事業者による検討会を実施し、目指すべき選択肢として法規制のパッケージ化につき検討する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置。国連における世界統一技術基準の策定や認証の相互承認の議論を踏まえ、平成26年度以降継続的に検討、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省
27	燃料電池二輪車の車両及び圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る型式認定、認可制度の整備	燃料電池二輪車の市場投入を促進するため、経済産業省及び国土交通省は連携して、道路運送車両法及び高圧ガス保安法において、二輪車に係る保安基準の策定、型式認定制度の整備並びに圧縮水素自動車燃料装置用容器及び容器附属品の基準の追加の方策について検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
28	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省
29	天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化	消防庁は、天然ガス自動車の普及拡大を図るべく、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得る。	平成25年度検討開始、平成27年結論、結論を得次第措置	総務省 経済産業省
30	天然ガススタンド・水素スタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大	天然ガススタンド及び水素スタンドの整備を促進するため、高圧ガス保安法における丙種化学(特別試験科目)責任者免状に係る試験の実施方法を見直し、資格取得機会を拡大することが望ましい都道府県に対して、その旨周知徹底する。	平成25年度措置	経済産業省

第3期決定事項(規制改革実施計画(平成27年6月30日 閣議決定)より)

31	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
32	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可(第一種製造者)	高圧ガス保安法上の第一種製造者が圧縮水素スタンドを市街化調整区域に設置することについては、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として、開発許可権者が当該地域における普及状況に応じて許可することが可能である。その明確化のため、燃料電池自動車の販売が開始されたことを踏まえ、同号の店舗等に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出する。	平成27年できるだけ早期に措置	国土交通省
33	市街化調整区域への水素スタンドの設置許可(第二種製造者)	高圧ガス保安法上の第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドについて、技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえた上で、都市計画法第34条第1号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出することを検討し、結論を得る。	平成27年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
34	水素スタンドの保安基準の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、必要な措置を講ずる。	平成29年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
35	パッケージ機器に係るコンテナの取扱いの緩和	水素スタンドに設置するコンテナを利用したパッケージ型の機器について、原則として常時人が立ち入らない平屋のものについては、建築基準法上の「建築物」に当たらないこととする方向で、建築基準法上の取扱いを明確化する技術的助言を発出する。	平成27年度検討・結論・措置	国土交通省

36	水素スタンド用蓄圧器へのフープラップ式複合圧力容器の使用	一般高圧ガス保安規則を改正し、フープラップ構造の複合圧力容器に係る技術上の基準を整備する。	平成27年度措置	経済産業省
37	温度上昇を防止する装置(散水基準)の見直し	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備について所要の合理化をする方向で、必要な措置を講ずる。	平成28年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
38	プレクール設備の無人運転の許容	平成26年11月に保安距離を不要とした付属冷凍設備(プレクール設備)など一定の条件を満たす付属冷凍設備について、無人運転が可能となるよう通知を発出する。	平成27年度措置	経済産業省
39	水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和	水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成27年度検討、平成28年度上期結論・措置	環境省
40	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
41	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	経済産業省

42	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準(高圧ガス保安協会規格 KHKS0850-1)も勘案した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
43	検査充填に用いる容器の取扱い見直し	水素スタンドでの検査充填に用いる容器について、他用途に転用されないこと等の条件を満たすものは、自動車燃料装置用容器と同様に扱うことができるよう通知を発出する。	平成27年度措置	経済産業省
44	蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し	水素スタンドに設置する複合容器用蓄圧器について、安全性に影響がない仕様変更があったときにも包括申請の対象とすることが可能とすることについて、民間団体等において安全性に影響がない仕様変更の内容について安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が示された場合には、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)」の見直し等を行う。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、データ等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
45	海外規格材料及び同等材の例示基準への追加	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証により必要なデータ・材料規格等が示された場合には、必要な措置を講ずる。	必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討・結論・措置	経済産業省
46	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進(IEC規格との整合の迅速化)	IEC規格に適合した基準に基づく型式検定の活用を拡大する観点から、IEC規格の改訂に併せて行う、工場電気設備防爆指針の改正に要する期間の短縮を着実に進める。	平成27年度以降随時措置	厚生労働省
47	国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進(IEC-Exの枠組みによる型式検定の合理化)	IECにより認定を受けた外国の認定機関(ExCB)によってIEC規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書(ExTR)の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成27年度検討開始、平成28年度に結論を得次第措置	厚生労働省
48	外国登録検査・検定機関制度の早期普及	改正労働安全衛生法により創設された外国登録検査・検定機関制度の普及に向けて、国内外に周知徹底するなど所要の措置を講ずる。	平成27年度措置	厚生労働省

改正個人情報保護法の円滑な施行

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
第1期決定事項(規制改革実施計画(平成25年6月14日 閣議決定)より)				
49	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各省庁が策定している事業等分野ごとのガイドライン()で活用できるよう、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容を明確化したガイドラインを策定する。 ()27分野40ガイドライン	平成26年上期措置	内閣官房 消費者庁
50	ビッグデータ・ビジネスの普及(匿名化情報の取扱い)	個人情報の保護を確保しつつ、ビッグデータ・ビジネスの普及を図る観点から、各事業等分野において、どの程度データの加工等を行えば「氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)」には当たらない情報となるのか等、合理的な匿名化措置の内容について、事業等分野ごとのガイドライン等において明確化する。	平成26年措置	警察庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省
第3期決定事項(規制改革実施計画(平成27年6月30日 閣議決定)より)				
51	改正個人情報保護法の円滑な施行	個人情報保護法の改正法案が成立した場合には、個人情報の適正かつ効果的な活用についてはビッグデータ・ビジネスの普及が図られるよう、事業者の意見も聞きながら個人情報保護委員会の規則等を策定し、円滑に同法案を施行する。その際、届出や記録、公表の義務により事業者に過度な負担を課すことのないよう特に留意する。	個人情報保護法の改正法案が成立後、施行までに検討・結論・措置	内閣官房 IT室

老朽化マンションの建替え等の促進

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
第3期決定事項(規制改革実施計画(平成27年6月30日 閣議決定)より)				
52	老朽化マンションの建替え等の促進	老朽化マンションについて、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正により創設されたマンション敷地売却事業等の活用も含めて、建替え、改修を含めた再生事業の推進に着手に取り組む。特に、老朽化した団地型マンションの建替え等に関し、団地内の合意形成を含めた権利調整や一団地に係る建築規制等について、事業法も含めて制度の在り方を検討し、結論を得る。	平成27年度検討・結論	国土交通省 法務省

流通・取引慣行ガイドラインの見直し

	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
第2期決定事項(規制改革実施計画(平成26年6月24日 閣議決定)より)				
53	流通・取引慣行ガイドラインの見直し等	「規制改革に関する第2次答申」 3(2) アd.及びe.の指摘を踏まえ、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行う。	平成26年度検討開始	公正取引委員会
第3期決定事項(規制改革実施計画(平成27年6月30日 閣議決定)より)				
54	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(セーフ・ハーバーの検討)	いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。	平成27年度検討・結論、結論を得次第措置	公正取引委員会